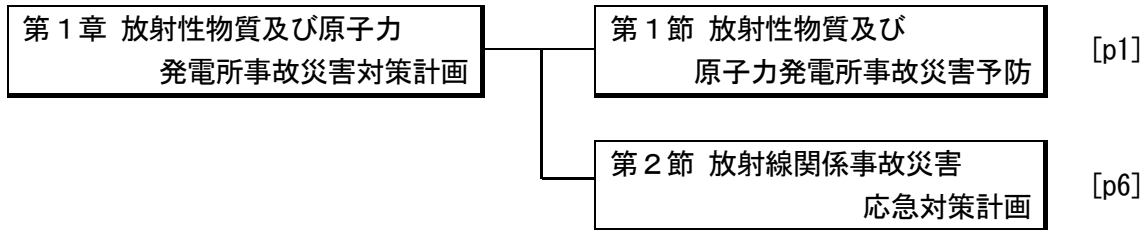


第4編 特殊災害対策計画

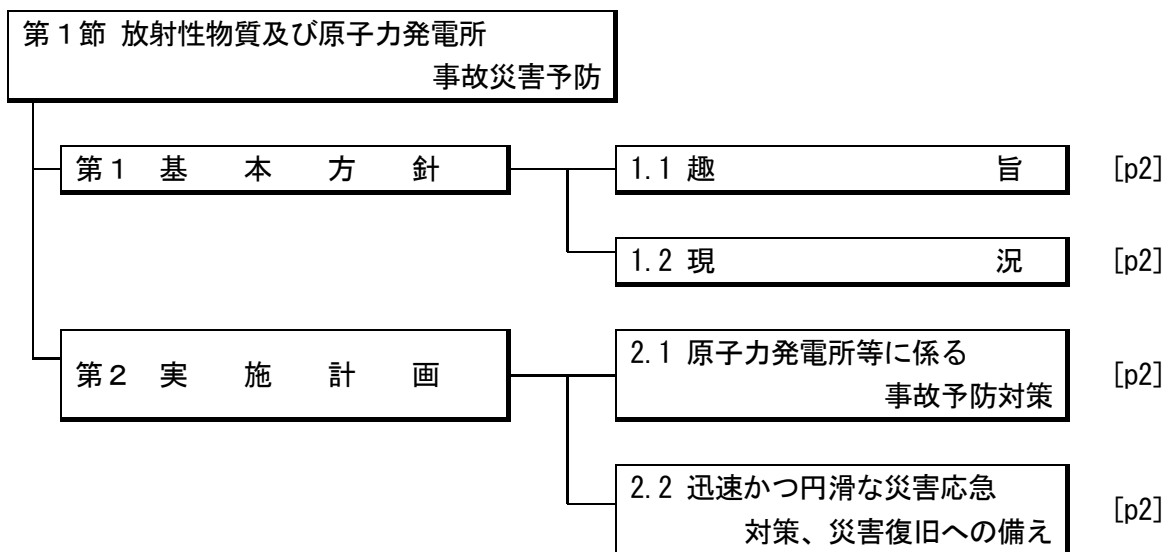
第1章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

***** 《 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画の構成 》 *****



第1節 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

—— 《 記載事項 》 ——



第1 基本方針

1.1 趣旨

本市には、核燃料物質使用許可事業所はないが、新潟県内にある原子力発電所（平成24年3月末～停止中）へ核燃料物質を運ぶため、本市を通る関越自動車道が利用されており、本市においても核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害の発生が考えられる。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

これらの発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の放射性物質事故災害や核燃料物質輸送中の事故による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

1.2 現況

原子力発電所事故については、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震に伴い、福島第一・第二原子力発電所において国際原子力事象評価尺度で最も深刻な事故にあたるレベル7の事故が発生し、今後の対応が大きな問題となっている。

第2 実施計画

2.1 原子力発電所等に係る事故予防対策

原子力発電所等の管理者は、何らかの要因により、放射性物質の漏えい等放射能汚染の発生拡散のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、国、県、周辺自治体に対する通報連絡体制を整備するものとする。

2.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制

① 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関及び周辺原子力発電所等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

本市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、本市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 第2章 第2節『第2 災害情報の収集・伝達体制の整備』」による。

(2) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

本市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

② 防災関係機関の連携体制

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、本市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

③ 広域支援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な支援が必要となる場合があるため、本市は、他市町村との応援協定を締結するなど、広域支援体制を整備、充実するものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

本市は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておくものとする。また、必要に応じて市外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

本市は、あらかじめ、本市と医療機関との間で医療機関相互の連絡体制を整備する。

② 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制について把握しておくものとする。

③ 負傷者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県に対しヘリコプター等による広域搬送を要請するものとする。

(4) 放射線量等の測定体制の整備

本市は、放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 第3章 第3節 『第4 避難対策』」を準用する。

② 避難所の指定

本市は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

③ 避難誘導

本市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(6) 飲料水の供給体制の整備

本市は、放射性物質関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 第2章 第2節 『第3 非常用物資の備蓄』」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と協働して実施するものとする。

(7) 広報体制の整備

本市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(8) 住民相談窓口の整備

本市は、住民等からの相談等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(9) 防災教育の実施

① 防災関係者の教育

本市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施するものとする。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- イ 放射線防護に関すること
- ウ 放射線による健康への影響に関すること
- エ 安定ヨウ素剤の服用に関すること
- オ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること
- カ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- キ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- ク その他必要と認める事項

② 住民に対する知識の普及

本市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- イ 放射線防護に関すること
- ウ 放射線による健康への影響に関すること
- エ 安定ヨウ素剤の服用に関すること
- オ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること
- カ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- キ その他必要と認める事項

第2節 放射線関係事故災害応急対策計画

本市において想定される放射性物質輸送中の事故への対策計画を、その活動に万全を期するために定めるものとする。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講じる場合にあっては、国や県が行う主体的な対策と密接に連携し行う。

《 記載事項 》

第2節 放射線関係事故災害応急対策計画		
第1 輸送事故災害対策計画	1.1 輸送事故災害発生直後の情報の収集・連絡	[p 7]
	1.2 活動体制の確立	[p 9]
	1.3 消 火 活 動	[p10]
	1.4 原子力緊急事態宣言 発出時の対応	[p10]
	1.5 緊急輸送のための交通の 確保・緊急輸送活動	[p10]
	1.6 退 避 ・ 避 難 収 容 活 動	[p10]
	1.7 放 射 性 物 質 の 除 去 等	[p13]
	1.8 各 種 規 制 措 置 と 解 除	[p13]
	1.9 被 害 状 況 の 調 査 等	[p14]
	1.10 住 民 の 健 康 調 査 等	[p14]
第2 原子力発電所 事故対策計画	2.1 放射線量等の測定体制の整備	[p15]
	2.2 他縣市からの避難住民の 受入れについて	[p15]

第 1 輸送事故災害対策計画

1. 1 輸送事故災害発生直後の情報の収集・連絡

【 県、市、原子力事業者等 】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、放射性物質輸送中に放射性物質の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第 10 条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関及び警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

□収集する事故情報

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 特定事象発生の場所及び時刻② 特定事象の種類③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況④ 気象状況（風向・風速など）⑤ 周辺環境への影響⑥ 輸送容器の状態⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無⑧ 応急措置⑨ その他必要と認める事項 |
|---|

② 放射性物質輸送時の事故情報の収集・連絡系統

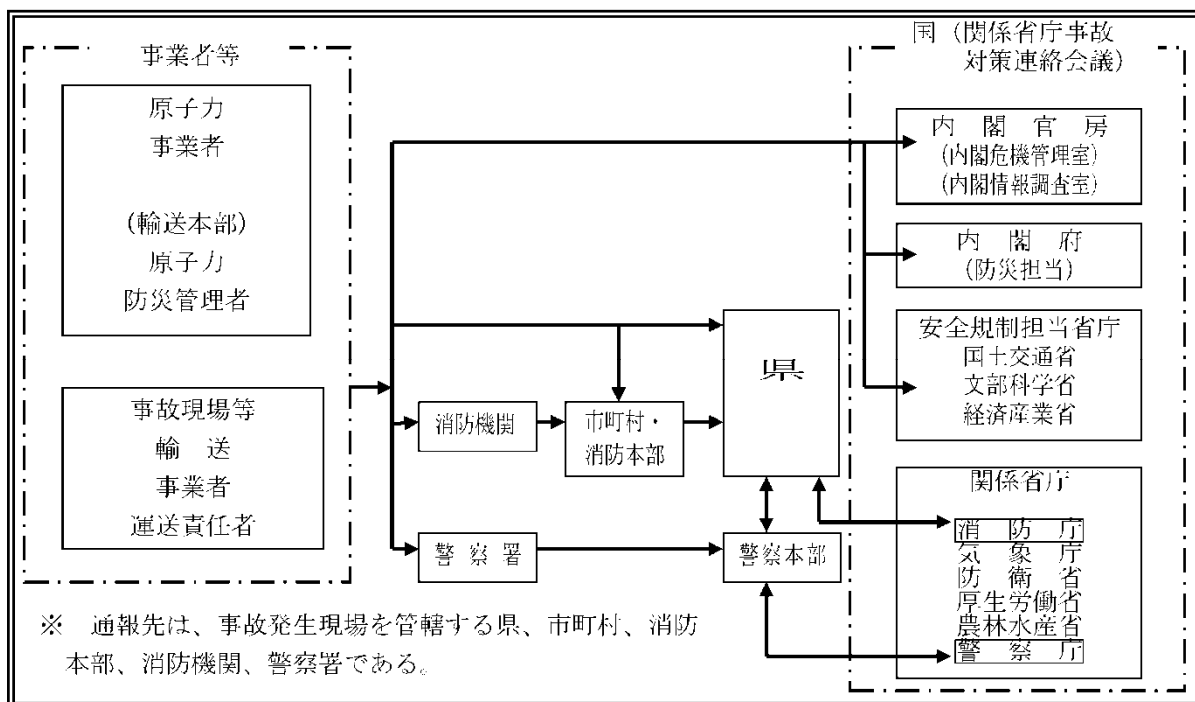
放射性物質輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりである。

特殊災害対策編

第1章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第2節 放射線関係事故災害応急対策計画

■放射性物質輸送事故発生時の連絡系統



③ 放射性物質による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。本市は、県より通報を受けるなどして、情報の把握に努めるものとする。

また、県知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

本市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

本市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

1.2 活動体制の確立

【 県、市、消防本部、原子力事業者等 】

(1) 放射性物質輸送事業者等の活動

事業者及びその委託を受けて放射性物質を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入制限をする。）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

(2) 消防機関の対応

放射性物質輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定（警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100m を確保する。）、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 県の活動体制

① 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

② 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

③ 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

『【 本文 】 第 2 編 第 3 章 第 3 節 第 7 「7.3 自衛隊への災害派遣要請」』 参照

(4) 本市の活動体制

本市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

1.3 消火活動

【 消防本部、原子力事業者等 】

放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、他市町村で発生した場合には、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

1.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【 市 】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、本市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、以降に示す措置を講じるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

1.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【 県、市 】

(1) 緊急輸送活動

本市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、市職員を動員して直接情報収集するほか、関係機関等からの情報から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行うものとする。

交通対策に当たっては、警察と密接な連絡をとるものとする。

1.6 退避・避難収容活動

【 県、市 】

(1) 退避・避難等の基本方針

放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて「屋

内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講じるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次のとおりである。

この場合、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先的に避難誘導するように十分配慮する。

□屋内退避・避難の判断基準

[単位：mSv (ミリベール)]

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器ごとの組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内に退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮する。
50以上	500以上	住民は、避難。

注)「防護対策の内容」は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線からの防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域へ移動するものとする。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

本市は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

輸送事故現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。

また、その他応急対策を行うために必要な活動区域として、これに加えて、おおむね85mを確保する。

② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、近隣市長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示するものとする。

③ 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じるものとする。

(4) 避難所の運営管理

本市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の協力が得られるように努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、本市は、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

本市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

本市及び防災関係機関は、放射線関係事故災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、応急対策の実施状況、放射線量等の測定結果及び交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

本市は、市民に対し、放射線関係事故災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 住民等からの問合せへの対応

本市は、必要に応じ、発災後、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効率的・効果的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

1.7 放射性物質の除去等

【 事業者等 】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

1.8 各種規制措置と解除

【 県、市、事業者等 】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限等

本市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等に関して、市民に情報提供等を行うものとする。

これらの措置についての規制値は、次の表のとおりである。

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上

(2) 解除

本市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

1.9 被害状況の調査等

【市】

(1) 避難者名簿の作成

本市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民につき、避難者名簿を作成するものとする。

(2) 被害調査

本市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害について調査するものとする。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水・飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

(3) 県への報告

本市は、上記により調査した事項を速やかに県に報告するものとする。

1.10 住民の健康調査等

【市】

本市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次感染に十分配慮し、実施するものとする。

第 2 原子力発電所事故対策計画

本節第 1 の 1.4～1.10 については、原子力発電所事故対策計画にも準用するものとする。
ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

2.1 放射線量等の測定体制の整備

【 県、市 】

(1) 市民及び他縣市からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

本市は、市民及び他縣市からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

(2) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

本市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとする。

(3) 飲料水及び食品の放射性物質検査体制の整備

本市は、飲料水及び食品の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成 20 年 3 月、原子力安全委員会）等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、食品等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するものとする。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

本市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

(5) 簡易測定器の貸出し体制の整備

本市は、希望する市民への簡易測定器の貸出し体制を整備するものとする。

2.2 他縣市からの避難住民の受入れについて

【 市 】

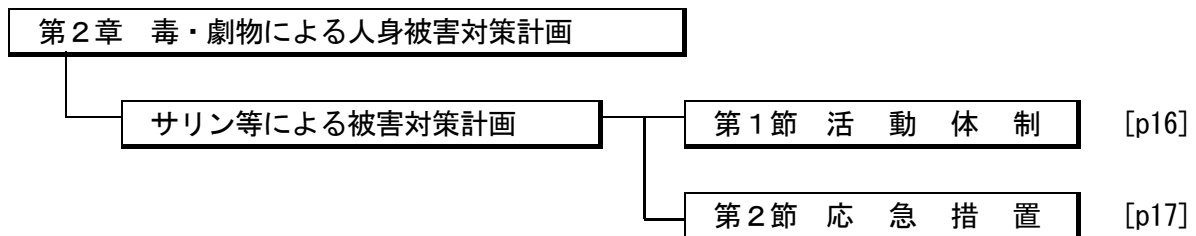
他縣市において原発事故が発生した場合の本市における避難住民の受入れについては、「第 2 編 第 3 章 第 3 節 『第 4 避難対策』」を準用する。

第2章 毒・劇物による人身被害対策計画

本計画は、市内において毒・劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動状況に万全を期するため定めるものとする。

ただし、本計画では、毒・劇物としては、影響被害の大きさ等からサリン等による人身被害を取り扱うものとする。

***** 《 毒・劇物による人身被害対策計画の構成 》 *****



第1節 活動体制

本市は、市内にサリン等による人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 応急措置

《 記載事項 》

第2節 応 急 措 置	第1 原 因 解 明	[p17]
	第2 情 報 収 集	[p18]
	第3 立 入 禁 止 等 の 措 置	[p18]
	第4 救 出 ・ 救 助	[p18]
	第5 医 療 救 護	[p19]
	第6 救 急 搬 送	[p19]
	第7 医 療 機 関 の 確 保	[p19]
	第8 汚 染 除 去	[p19]
	第9 避 難 誘 導	[p20]
	第10 応 援 要 請	[p20]

第1 原因解明

【 消防本部、警察署、県、関係機関 】

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、以下に示す連絡体制により、迅速・確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

第2 情報収集

【市、消防本部、警察署】

本市は、市内にサリン等による人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、速やかに県に報告するとともに、人身被害の応急対策に関して措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告するものとする。

『【本文】第2編 第3章 第3節「第5 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

第3 立入禁止等の措置

【消防本部、警察署】

消防本部及び警察署は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入を禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

第4 救出・救助

【消防本部、警察署】

被害者の救出・救助は、消防本部を主体として実施する。また、警察署は、消防本部と協力して救出・救助活動に当たり、危険箇所の監視警らを行う。

『【本文】第2編 第3章 第3節「第2 消防活動」』参照

第5 医療救護

【 県、消防本部、市、医療関係機関 】

本市は、県の指示に従い、他の関係機関と連携し県の医療救護活動を補助するものとする。有害物質被害では、特に次の項目について万全を期するものとする。

(1) 医薬品の確保

県は、県内外の医療機関等の協力を得て、各種解毒剤を確保するものとする。

(2) 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障を来さぬよう努めるものとする。

第6 救急搬送

【 県、自衛隊 】

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

第7 医療機関の確保

【 県、市 】

本市は、県と連携して医療機関を確保するものとする。

『【 本文 】 第2編 第3章 第4節「第2 医療救護」』参照

第8 汚染除去

【 県、自衛隊 】

県知事は、人身被害が発生した場合、自衛隊に対し汚染除去を要請する。

第9 避難誘導

【市、消防本部、警察署、自衛隊】

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

『【本文】第3編 第3章 第3節「第3 避難の勧告・指示」』参照

第10 応援要請

【県、市、消防本部】

県、本市及び消防本部は、毒ガス発生事件と推測される場合には、相互に密接に連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処するものとする。

また、埼玉県南西部消防本部だけでは対応が困難な場合、消防長官に「緊急消防援助隊」の派遣を要請する。

『【本文】第2編 第3章 第3節「第2 消防活動」』参照

第3章 その他の大規模事故対策計画

***** 《 その他の大規模事故対策計画の構成 》 *****

第3章 その他の大規模事故対策計画	第1節 大規模火災対策計画	[p21]
	第2節 道路災害対策計画	[p24]
	第3節 鉄道事故災害対策計画	[p26]
	第4節 文化財災害対策計画	[p28]

第1節 大規模火災対策計画

市内において発生した大規模火災に対して、迅速な対応を実施するための対策を以下に示す。

—— 《 記載事項 》 ——

第1節 大規模火災対策計画	第1 予防対策	[p21]
	第2 応急対策	[p22]

第1 予防対策

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『 第2 都市施設の安全対策 』

を準用する。

第2 応急対策

「第2編 第3章 第3節 『第2 消防活動』」を準用するほか、次による。

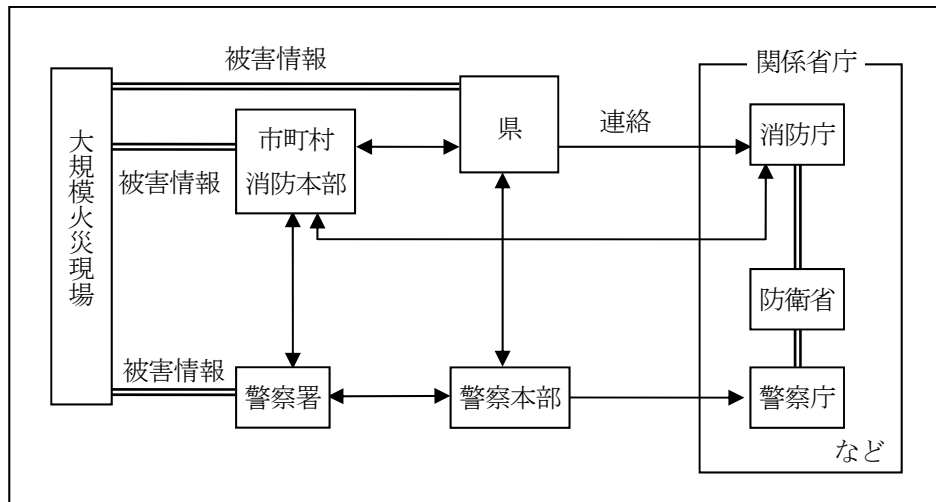
(1) 大規模火災情報等の収集・伝達

本市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

なお、県や関係機関と、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

大規模火災情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 緊急輸送活動

本市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、本市は、現場の警察官及び防災関係機関等からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(3) 市民への広報

被災者等の市民への情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 本市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。
- ② 情報提供に当たっては、掲示板、ホームページ、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。
- ③ 本市は、被災者以外の市民に対しても、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

第2節 道路災害対策計画

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

《 記載事項 》

第2節 道路災害対策計画

第1 予防対策

[p24]

第2 応急対策

[p25]

第1 予防対策

(1) 道路の安全確保

本市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 道路施設等の整備

本市は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努めるとともに、災害を予防するために必要な施設の整備や、安全を確保するために必要な体制等の整備、早期復旧を図るための応急復旧用資機材を保有・整備することに努める。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、国、県、近隣市区、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

第2 応急対策

(1) 情報の収集・連絡等

本市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

また、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 活動体制の確立

本市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 危険物流出への対応

市管理の道路で危険物の流出が認められた場合、消防や警察等関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(4) 被災者等への情報伝達

本市は、県及び防災関係機関等と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、ホームページ、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

第3節 鉄道事故災害対策計画

市内で列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

《 記載事項 》

第3節 鉄道事故災害対策計画

第1 予防対策

[p26]

第2 応急対策

[p26]

第1 予防対策

市内で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画等の定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、近隣市区、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を迅速に実施することができるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第2 応急対策

(1) 情報の収集・連絡等

市内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する本市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 第3章 第3節 『第5 人命に係る災害情報等の収集・報告』」を準用する。

(2) 救出、救助活動

事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。同時に、協力者の動員も行うものとする。

また、避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(3) 住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第2編 第3章 第3節 『第4 避難対策』」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(4) 医療救護

鉄道事故が発生した場合、「第2編 第3章 第4節 『第2 医療救護』」に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるように県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第4節 文化財災害対策計画

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

《 記載事項 》

第4節 文化財災害対策計画	第1 予防対策	[p28]
	第2 応急対策	[p29]

第1 予防対策

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとし、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。災害から文化財の保全を図るため、次に示す事前の予防対策の実施を推進する。

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底
- ⑦ 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ⑧ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等充実強化
- ⑨ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
- ⑩ 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- ⑪ 所有者に対する啓発
- ⑫ 管理保護についての助言と指導
- ⑬ 防災施設に対する助成

第2 応急対策

【 施策の内容 】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策計画

第5節 応急対策期から実施する活動

『 第7 文教対策 』

を準用する。

第4章 その他の自然災害対策計画

***** 《 その他の自然災害対策計画の構成 》 *****

第4章 その他の自然災害対策計画	第1節 竜巻対策計画	[p31]
	第2節 火山噴火降灰対策計画	[p34]
	第3節 雪害対策計画	[p37]
	第4節 複合災害対策計画	[p40]

第1節 竜巻対策計画

竜巻による人的被害を防ぐための対策について定める。

《 記載事項 》

第1節 竜巻対策計画	第1 予防対策	[p31]
	第2 応急対策	[p32]

第1 予防対策

(1) 竜巻情報等の収集・伝達体制の確立

竜巻は従来の気象レーダーなどでは捉えることが困難なため、発生メカニズムはまだ十分に解明されていないが、気象庁では、竜巻などの激しい突風に対する気象情報を、発生の可能性に応じて段階的に発表している。

半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼び掛けている。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して、特段の注意を呼び掛けている。

さらに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（おおむね一つの県）を対象に発表されるもので、この情報は防災機関や報道機関へ伝達される。

また、気象庁では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を常時10分ごとに発表しており、この情報を見ることで、竜巻注意情報が発表されている際の危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。

本市は、気象庁から竜巻注意情報が伝達された場合に、竜巻発生確度ナウキャスト等の情報も参照して、防災行政無線等を用いて、市民へ速やかに竜巻発生の危険や対処方法等の広報を行う手法を検討する。

(2) 竜巻対策の啓発・普及

竜巻等突風の発生を予測したり予防したりすることは困難であるが、竜巻等が発生した際に適切な行動を取ることができれば、人的被害を軽減することが可能となる。

気象庁では、「竜巻・雷・強い雨」、「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、「竜巻から身を守る！～自分や周りの人の安全を守るために～」といったリーフレットを作成し、竜巻による被害の特徴や竜巻注意情報の活用方法、竜巻発生時の注意事項と身の守り方等を紹介している。

また、内閣府でも、「竜巻等突風災害とその対応」というパンフレットを作成し、竜巻による被害の特徴や現象の特徴、竜巻からの身の守り方等を紹介している。
 本市は、防災訓練等の防災イベントの際に、これらのリーフレット・パンフレットを市民に紹介し、これらを活用して竜巻等突風への対処方法等についての啓発・普及を行うことを検討する。

第2 応急対策

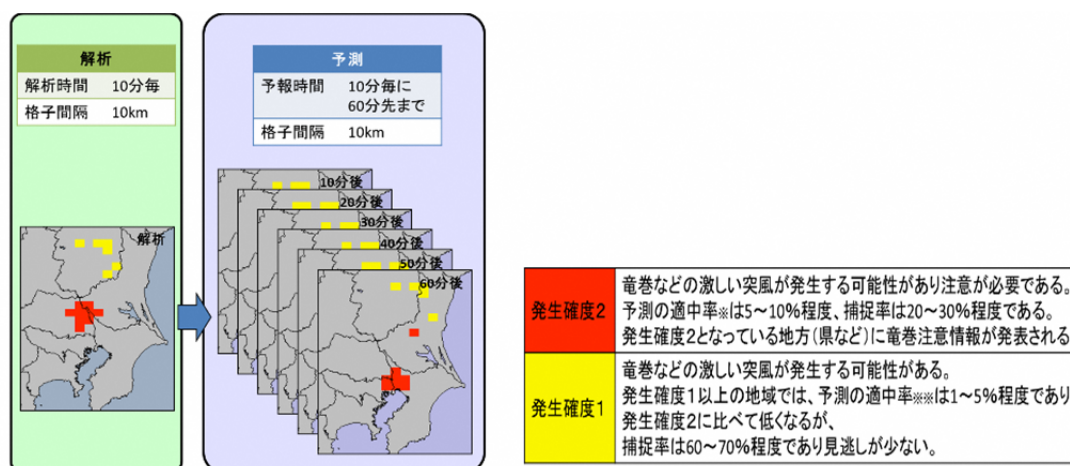
(1) 竜巻情報等の収集

「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
 また、竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合は、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャスト及び気象レーダー画像（強い降水域の接近の確認）を確認する。

(2) 竜巻情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで市域が「発生確度2」の範囲に入った場合は、市民に対して、防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。
 また、市内及び周辺においても竜巻の発生したことを確認した場合は、市民に対して、防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。
 なお、市民への伝達内容は、主に、竜巻の発生（予測）情報及び市民の適切な対処行動についてである。

■ 竜巻発生確度ナウキャストの概要



※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

出典)「気象庁ホームページ」

■ 竜巻の接近を認知した場合に、市民に伝達すべき対処行動

状 況	対 処 行 動
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所状況についてこまめに（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外行動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めに避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知した時 （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知した時 （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知する なお、夜間で雲の様子がわからないときは、③の特徴により認知する	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典）埼玉県地域防災計画（風水害対策編）

第2節 火山噴火降灰対策計画

日本列島には、平成23年6月時点で、活火山（おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）は、110あるとされており、本市の近くには、富士山や浅間山といった代表的な活火山がある。

もし、これらの活火山で噴火が起こると、火山周辺地域で大きな被害が発生することに加え、数百km離れた地域でも降灰の被害が懸念される。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内で2～10cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、平成21年2月2日に小規模噴火し、関東地方南部においても降灰が確認されている。

そこで、これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

《 記載事項 》

第2節 火山噴火降灰対策計画

第1 予防対策

[p34]

第2 応急対策

[p35]

第1 予防対策

(1) 火山噴火降灰情報の収集・伝達体制の確立

気象庁は、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、噴火警報を発表する。

また、噴煙の火口からの高さが3千メートル以上あるいは、噴火警戒レベル3（居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、あるいは発生すると予想される場合）相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域については、降灰予報を発表する。

本市は、気象庁からの降灰予報の提供体制について、あらかじめ把握しておくとともに、情報を得た場合には、防災行政無線等を用いて、市民に対して適切な情報提供を行う体制を整える。

(2) 火山噴火降灰対策に関する知識の啓発・普及

本市は、市民に対して、気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準、降灰予報が発表された際の適切な行動について適切な機会を捉えて啓発・普及を行う。

また、火山噴火による道路への降灰により物資の輸送に支障が生じることが想定されることから、各家庭においては、食料、水、生活必需品の備蓄を行う。

第2 応急対策

(1) 火山噴火降灰情報の収集

本市の近くの火山の噴火情報を得た場合には、気象庁が発令する噴火警報及び降灰予報の発表について注意する。併せて、降灰状況に影響し得る気象情報（風向き、風速等）の取得に努める。

なお、県災害オペレーション支援システムでは、噴火警報・予報、噴火に関する火山観測報等を取得できる。

(2) 火山噴火降灰の被害状況の調査

本市は、降灰状況及び被害状況を調査し、県災害オペレーション支援システムで県に伝達する。

なお、調査項目は以下のとおりである。

□降灰調査項目

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ

(3) 火山噴火降灰情報の伝達

本市は、気象庁から降灰予報が発表された場合は、市民に対して、適切な対処行動について情報伝達を行う。

その内容は以下のとおりである。

□降灰予報時の発信内容

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、路面が滑りやすくなるため、スリップに注意する。

(4) 降灰除去体制の確立

道路や鉄道の降灰の除去については、各管理者が迅速に行うことで、交通の混乱等を最小限に抑えるよう努めるものとする。

また、私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者が行うものとする。

特殊災害対策編

第4章 その他の自然災害対策計画

第2節 火山噴火降灰対策計画

本市は、火山灰除去作業に当たり、民間事業者等の協力を得られるよう調整を図る。

(5) 降灰の収集・処分体制

本市は、各家庭が集めた灰を本市が指定する方法により、適切に収集場所に出すよう周知を行う。

各家庭から出された灰の回収は、本市が行うものとする。また、各事業者から出された灰については、一時的仮置場等までの運搬は各事業者の責任において行うものとする。

火山灰の処分については、関係機関と協議の上、対処する。

第3節 雪害対策計画

埼玉県は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。
また、将来的に地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給すると考えられていることから、今後、降雪の頻度及び量の更なる増加が懸念される。
そこで、大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

《 記載事項 》

第3節 雪害対策計画

第1 予防対策

[p37]

第2 応急対策

[p38]

第1 予防対策

(1) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

大雪により、降雪量が多い場合、一定期間は自宅避難を余儀なくされることが想定される。

また、不要不急な外出を控えることは、落雪、転倒等による事故といった二次災害を防ぐことにもなる。

そこで、市民は、自助の観点からも、一定期間を耐えるための食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うものとする。

(2) 雪害対策に関する普及・啓発

本市は、市民に対して、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、除雪作業用品の準備・点検等の雪害対策の実施について、普及・啓発を図る。

また、積雪時には、路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪作業等について、市民に協力を求めるよう広報に努めるものとする。

(3) 情報の収集・伝達体制の準備

本市は、熊谷地方気象台からの降雪・積雪に係る気象情報等の収集体制について、あらかじめ把握しておくものとする。加えて、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国及び県との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、本市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を多様な広報手段を用いて伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や雪害予防又は大雪時の適切な対処行動についても併せて周知を図る。

(4) 道路交通対策

本市は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤等の必要な資機材の確保に努める。

また、大雪時の道路交通機能の確保に関する災害対応について協議することを目的に設置する「埼玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会」（本市も所属）が、毎年、降雪期（12月～3月）の前に開催されることから、この機会に対応体制を確認する。

交通事業者及び鉄道事業者においては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

(5) ライフライン施設対策

ライフライン施設管理者は、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備するとともに、大雪による被害の状況、応急復旧の状況等を利用者や防災関係機関等へ迅速かつ的確に情報提供できる体制を整備する。

第2 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

本市は、市域内で降雪を確認した場合、県及び防災関係機関と連携して、被害状況の迅速かつ的確な把握に努める。

また、市民に対して、積雪に関する情報のほか、適切な対処行動についても周知を図る。その内容は以下のとおりである。

□積雪時の適切な対処行動に係る周知内容

- 不要不急な外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自転車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 除雪作業を行う際は、足下や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(2) 交通規制の実施

本市は、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、又は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合には、警察に緊急交通規制の実施を要請する。

(3) 避難所の開設

本市は、積雪や雪崩による建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、地震又は風水害に備えて指定している避難所を開設・運営する。

なお、大量の積雪により危険の差し迫った地域がある場合にも予防的に避難所を開設することを検討する。

(4) 道路機能の確保

本市は、除雪を効果的に行うため、防災拠点施設、病院・福祉施設等、ライフライン施設が機能するために必要な道路確保を優先的に行う。

なお、「埼玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会」の選定する除雪優先道路は、朝霞県土整備事務所のホームページにおいて公表されている。

また、降雪による立ち往生車両の排除については、震災時の緊急輸送体制の確立に当たる放置車両等への対応と同様とする。

『【本文】第2編 第3章「第4節 緊急救援期から実施する活動」』参照

(5) ライフラインの確保

ライフライン事業者は、被害状況を速やかに把握し、施設の早期復旧を図る。

また、本市とライフライン事業者は、復旧に係る情報を共有するとともに、本市はライフライン事業者の応急対策に必要な活動スペース、資機材等の提供又は貸出しに協力する。

(6) 地域における除雪協力

原則、除雪は、土地所有者又は管理者が行うものとするが、異常な積雪時には、共助の力を活用し、地域において、通学路や利用者の多い歩道を優先的に除雪するなど、効果的な除雪を行う。

第4節 複合災害対策計画

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。本市は、このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害の発生可能性を認識するとともに、複合災害が発生した場合には、被害の激化、広域化、長期化が懸念されることから、備えを充実するよう努めるものとする。

なお、複合災害の対策は、基本的には、地域防災計画の各編に定めに準ずるものとするが、本節では、複合災害の発生を考慮して、特に留意すべき事項について定める。

《 記載事項 》

第4節 複合災害対策計画	第1 予防対策	[p40]
	第2 応急対策	[p41]

第1 予防対策

(1) 複合災害に関する知識の普及

本市は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを市民に対して周知する。

また、複合災害が発生した場合には、「公助」の対応力のさらなる低下が想定されることから、日頃から家庭において、十分な耐震対策をし、食料・飲料水・生活必需品の十分な備蓄を行うとともに、防災訓練等を通して地域の防災体制の確立に努めるよう普及・啓発を行う。

なお、複合する可能性がある災害の種類については、以下のとおりである。

□複合する可能性がある災害の種類

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

(2) 情報の収集・伝達体制の準備

本市は、複合災害時にも確実に情報の収集及び連絡を行うため、県、防災関係機関等との情報収集・連絡体制の多重化を図るよう努める。

また、社会の混乱防止、市民の不安を軽減するため、適切に広報ができるよう広報体制の多様化を図る。

(3) 避難体制の整備

本市は、複合災害が発生した場合についても、地震及び風水害に備えた指定避難場所を使用するが、その周辺状況を十分に把握し、災害時における使用可否の判断を適切に行う。

(4) 防災訓練の実施

本市及び自主防災会は、防災訓練の実施に当たり、複合災害を想定した訓練を行うよう検討する。

第2 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

本市は、複合災害が発生した場合、県及び防災関係機関と連携して、被害状況等の迅速かつ的確な把握に努める。

(2) 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害により危険性が高まることも想定されることから、本市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処理を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

(3) 緊急輸送道路の確保

複合災害が発生した場合、単独の災害時より被害が甚大であることが想定される。このため、救援救護活動等に必要な人員と物資を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要となる。

そこで、本市は、緊急輸送道路等を優先的に確保するよう努める。

特殊災害対策編

第4章 その他の大規模事故対策計画

第4節 複合災害対策計画
